

令和 8 年度安曇野市教育委員会 7 月定例会会議録

日 時：令和 8 年 7 月 31 日（金）午後 1 時 30 分

場 所：安曇野市役所 3 階 会議室 301

<出席者>

教育委員：教育長 橋渡勝也、教育長職務代理者 遠藤正志、教育委員 羽田野賢二、

教育委員 川北久美、教育委員 金子孝

事務局：教育部長 洞武志、学校教育課長 櫻井義之、学校給食課長 小林良士、

生涯学習課長 財津達弥、文化課長 三澤新弥、

子ども家庭支援課長 兼 こども園幼稚園課長 丸山大輔、

学校教育課教育指導室長 山口隆志

書 記：学校教育課長補佐 兼 教育総務係長 高橋満

傍聴者：報道機関 1 名

傍聴人 2 名

◎開 会

教育部長 定刻になりましたので、ただいまから安曇野市教育委員会令和 8 年 7 月定例会を開会いたします。

◎教育長あいさつ

教育部長 それでは、橋渡教育長、ご挨拶をお願いいたします。

教育長 7 月定例会の開会に当たりご挨拶申し上げます。

連日の猛暑で、夏休みに入りましたけれども、外で遊んでいる子どもはほとんどいないということが昨今は当たり前になってしまいました。このような中、市内 2 中学校が燕岳登山を実施いたしました。両校とも天候に恵まれ、大勢のガイドやサポーター、山小屋関係者等の方々の指導で子どもたちが貴重な体験ができたということがございました。困難なことにあえて挑戦したことは子どもたちの新たな学びに火をつけ、その結果、大きな団結力、また

達成感につながったものと承知しております。これを自信にさらなるチャレンジをしていくことを願います。

本日もご審議、よろしくお願いいたします。

◎発議による非公開案件の決定について

教育長 それでは、本日の会議事項における公開・非公開についてお諮りいたします。

教育委員会の会議については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項において、教育委員会の会議は公開する。ただし、人事に関する事件、その他の事件について、教育長または委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができると規定されております。

本日の協議事項、報告事項について、安曇野市情報公開条例第5条第1項第2号に規定する「個人に関する情報で、特定の個人が識別され、または識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件」として、議案第2号、報告第1号から第3号、同条例第5条第1項第5号に規定する「自治体の実施機関等の内部における審議、検討または協議に関する事項で、公にすることにより率直な意見の交換または意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件」として、議案第5号、報告第6号、以上6件を非公開とするよう発議いたします。

このことに関して、委員からご意見はありますか。

(発言する者なし)

教育長 ないようですので、議決に移ります。

それでは、先に申し上げました議案2件、報告事項4件について、非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

教育長 ありがとうございました。3分の2以上の挙手がありましたので、本日の会議において非公開とする案件は、議案第2号、第5号、報告第1号から第3号、第6号と決定しました。

会議の順番につきましては、議案第1号、第3号、第4号、第6号、報告第4号、第5号を公開とし、以後、会議を非公開として残りの議案を扱います。

なお、議案第6号に関わる申請書は、個人または法人に係る情報が記載されているため、非公開といたします。

◎議案第1号

教育長 それでは、協議事項に入ります。

議案第1号について議題とします。

説明をお願いします。

教育部長 個別の案件につきましては、各担当課長から説明並びにお答えをさせていただきますのでお願いいたします。

それでは、議案第1号について、学校教育課長から説明いたします。

学校教育課長 「教育長の松本大学のステークホルダーミーティングへの出席について」資料により説明。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、議案第1号 教育長の松本大学のステークホルダーミーティングへの出席については、承認ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第1号は承認いただきました。

◎議案第3号

教育長 次に、議案第3号について議題とします。

説明をお願いします。

学校教育課長 「令和8年度交通事故0（ゼロ）プロジェクトについて」資料により説明。

教育長 それでは、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

羽田野委員 プロジェクト、今回秋の全国交通安全運動の前からということなんですが、ポスターというか、そういうものによっていろいろ配られているというところですが、配られる場所ということで市内小中学校17校、それから、市役所本庁舎玄関と各支所、市内の公立図書館、それから、安曇野警察署となっているんですが、こども園等にはこういった啓発のものが配られるのかどうかということをお聞きしたいのですが。

学校教育課長 現時点では先ほどおっしゃられた場所を予定しておりますけれども、そうです

ね、確かにこども園、幼稚園にとりましても大事なことでございますので、追加で掲示をさせていただくように調整をさせていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

羽田野委員 小さいころからこういった交通安全の意識づけというのがすごく大事だということを思っていて、これ、保育園の子どもが動画を見られるかというのと、なかなかそうはいかないと思うんですけども、保育園に来る保護者の皆さんの目に入るだけでも注意喚起になると思いますので、是非お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

学校教育課長 ありがとうございます。

教育長 ほかにございませんか。

川北委員 児童館にも貼ってもらったらいいかなと思います。体育館利用をする方もいるので、体育館とかでも目につくのかなと。お迎えに来た保護者が、今子どもたちの送迎は必ずとなっているので、そういうところにも是非貼ってもらいたいなと思います。

学校教育課長 ご提案、ありがとうございます。

教育長 ほかにございませんか。

遠藤委員 子どもたちの命を守るということで大切なことですので、今までと違う、通年で継続的に実施ということが日々の意識化ということでは非常に有効ではないかとは思いますが。

ただ、逆に区切りがなくなる部分、形骸化という不安な部分もあるのですが、そういう対策としてもポスターというものは一つ大事な中身、啓発の具材になってくると思います。先ほど話があったポスターなんですけれども、これは令和8年度用の原案ということで出されているわけなんですけれども、これから継続的にやっていくということですので、毎年毎年進化して、一気に最高のものというのはなかなか難しいですので、年を追うごとにさらにいいものにしていってもらいたいなと。例えばデザインを毎年変えろとか、レイアウトを変える、特に大事なことは子どもたちや一般の方々にとってもインパクトのあるものにしてもらいたいということが一つです。

それとこれはまた難しいことで、さっき言った進化する具材の中身なんですけれども、「あ、づ、み、の」と言葉が並べてあるんですけども、ちょっとここの言葉を見るとインパクトがない、統一性がない部分がありますので、やはりこういうものというのは言葉を発した、読んだ時のリズムって大事だと思うんですよね。ぽん、ぽん、ぽん、ぽんと四つくる、子どもたちにとっても印象に残るような言葉というのもまた進化させていく一つとして大事に受け止めていただければなということをお願いします。

次に、ちょっと細かいことなんですが、使っている言葉ということで、「乗り物ルール
しっかり守ろう」のところに、横断歩道と自転車のことと、イヤホン、スマホの関係がある
のですが、ここら辺の書き方なんですけど、「横断歩道では自転車を降りて、押して渡ると安
全」というふうになっていますけれども、ちょっと逆で言うと乗ったまま渡るのとは安全では
ない、安全ではないけれども、乗ったまま渡れる、安全が確保されていれば乗ったまま渡れ
るんですよね。そこら辺の言葉の使い方、イヤホンの関係も、この書き方がイヤホンをして
いること自体がルール違反というふうにとられがちなんですけれども、厳密にはそういうこ
とがあるのかどうか、周囲の音が聞こえるくらいだったらイヤホンをしていてもいいという
ことになっていると思うんですけれども、公の関係のもので出されるものですので、厳密さ、
正確さというのは必要かと思いますので、ここら辺のところをまた必要があれば警察とも確
認しながら、文言づくりのところに気をつけていただければなということを思います。

最後に、先ほど言いました形骸化、区切りがという話に関わって、それに対応するものとし
て、今年は新たに交通安全啓発動画の作成ということが6ページに出ているのですが、こ
れは市の公式ユーチューブを活用するということになっています。やはり子どもにこれを見
てもらわないといけないので、学校との連携というのが必要になってくるのではないかな。全
校集会まではいかななくても、例えばお昼の放送で一斉に流して子どもたちが見ることができ
るようなものをつくるとか、そのような子どもたちが目にしているいろいろな学習できるものとい
うのを考えていただければと思います。

学校教育課長 ご意見、ありがとうございます。おっしゃられるとおり、続いてとなりますと
いわゆるマンネリ化といいますか、表現は不適切かもしれませんが、刺激といいます
か、変化がないとなかなか見ていただけなくなるということもございまして、そういった部
分で気をつけてまいりたいというふうに考えております。

また、ポスターに対するご意見もありがとうございました。先ほどの横断歩道で、最後に
安全というのは、禁止ということはなかなか謳えない中で担当のほうで苦心をしたものかな
というふうには考えておりますけれども、また警察とも確認をしまして、必要であれば修正
をさせていただきたいというふうに考えております。

また、先ほどの動画の件でございますけれども、現在、こちらの動画につきましては警察
からのご提案をいただいて、子どもたち、昨今やはり個人情報の部分があったりするもので
すから、保護者の方の同意等を得ながら参加を希望されるお子さんを募りたいというふうに
考えております。そういった中で動画ができましたら、やはりいただきましたご意見のとお

り、子どもたちが見るということが一番大事な部分でございますので、是非広く活用させていただきたいというふうに考えております。

貴重なご意見、ありがとうございました。

教育長 ほかにございますか。

川北委員 今の話につけ加えてなんですが、去年は交通安全クイズのように親子で取り組めるように問題を出したりして、交通安全のことを一緒に考えるいい時間になっていたなと思っています。そのような中にも、この後、ユーチューブを親子で見るとか、何かつなげて、お家で話題にできるようなそういうつながりを持って、とにかく安全のことを一緒に考えられる時間を取れるような内容にしていきたいなと思います。

教育長 ありがとうございます。

羽田野委員 最後の3番のところの、自転車の交通規則が変わったという部分はやはりこのところの一番大きな観点ではないかというふうに思っています。

市のほうで2年くらい前からヘルメットへの補助金というような制度をやっていたいて思うんですけども、そういうこともひとつヘルメットをしなければいけないということへの啓発にもつながっているのではないかと思います。最近、小学生などを見るとやはりヘルメット着用というようなことが大分広まってきているのではないかと思います。その辺のところは2年前から取り組んでいる成果かなというふうに思っています。

あとやはり自転車が変わったところはどこなのか、ルールが変わったところがどこなのかというのを児童生徒に伝えるとともに、大人の側にもどこかで伝えていくような機会を設けていただければありがたいなというふうに思います。

学校教育課長 ご意見ありがとうございます。おっしゃるとおり、先ほどの説明の中でも触れさせていただきましたけれども、子どもたちにとって自転車が一番身近な乗り物である中で、やはりそういったところの変化というのは、ここが変わったということをしっかりと押さえていかなければいけないという部分になるかと思います。また、自転車につきましては子どもたちだけではないという部分もありまして、大人の方に対しての啓発という部分も地域づくり課の生活安全の部署とか、そういったところとも連携をして進めてまいりたいと考えております。

ご意見、ありがとうございました。

教育長 それでは、議案第3号 令和8年度交通事故0（ゼロ）プロジェクトについては、承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第3号は承認いただきました。

◎議案第4号

教育長 次に、議案第4号について説明をお願いします。

子ども家庭支援課長兼こども園幼稚園課長 「安曇野市家庭的保育事業等の認可に関する規則の一部改正について」資料により説明。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、議案第4号 安曇野市家庭的保育事業等の認可に関する規則の一部改正については、承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第4号は承認いただきました。

◎議案第6号

教育長 次に、議案第6号について議題とします。説明をお願いします。

学校教育課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、ただいまの説明のとおり、共催1件、後援3件の承認と、後援1件の不承認は、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第6号は原案のとおり承認いただきました。

◎報告第4号

教育長 では、次に報告事項に移ります。

この報告事項につきましては、「安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長

に委任する規則」等に基づき、私が決裁を行った事務のうち報告が必要と判断したもの及び各課が進めている事業のうち特に教育委員会に報告する必要があるものについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第3項の規定等により、ご報告させていただくものです。

では、最初に、報告第4号について説明をお願いします。

学校教育課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育長 ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、報告第4号 後援依頼の教育長専決の報告については、了承ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第4号は了承いただきました。

◎報告第5号

教育長 次に、報告第5号について説明をお願いします。

学校教育課長 「教育部各課報告について」資料を読み上げ。

学校給食課長 「教育部各課報告について」資料を読み上げ。

生涯学習課長 「教育部各課報告について」資料を読み上げ。

文化課長 「教育部各課報告について」資料を読み上げ。

子ども家庭支援課長兼こども園幼稚園課長 「教育部各課報告について」資料を読み上げ。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、報告第5号 各課の報告については、了承ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第5号は了承いただきました。

では、以降の議題につきましては非公開となりますので、傍聴の皆さん、退室をお願いいたします。

(以後、非公開)

-
- ◎議案第２号 安曇野市教育振興基本計画策定検討委員会委員の委嘱等について
- ◎議案第５号 安曇野市児童クラブ利用者負担金条例の一部改正について
- ◎報告第１号 安曇野市アレルギー対応委員に係る委員の委嘱等について
- ◎報告第２号 安曇野市コミュニティスクール事業に係る地域学校協働活動推進員の追加委嘱について
- ◎報告第３号 安曇野市児童館建設検討会に係る委員の委嘱等について
- ◎報告第６号 教育長報告
-

(以下、公開)

◎その他

教育長 次に、その他の事項に移ります。

教育部長 「ネーミングライツについて」資料により説明。

教育長 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、以上で本日の定例会に付議させていただいた案件は全て終了いたしました。
ご協力ありがとうございました。

◎閉 会

教育部長 それでは、以上をもちまして、安曇野市教育委員会令和８年７月定例会を閉会とさせていただきます。

お疲れさまでございました。